

ふるさと納税制度がはじまりました

ふるさと納税制度はふるさとへの寄付金です

大山町を応援していただくよう、

ご親戚やお知り合いの方々に

この取り組みをご紹介ください

ふるさとのために何か貢献したい、がんばっているまちを応援したいといった納税者の思いを実現するため、自治体に寄付をされた場合、5000円を超える部分について一定の限度までは所得税と個人住民税を合わせて全額控除する、ふるさと納税制度がスタートしました。

大山町赤坂の中山温泉館・生活想像館から望む大山

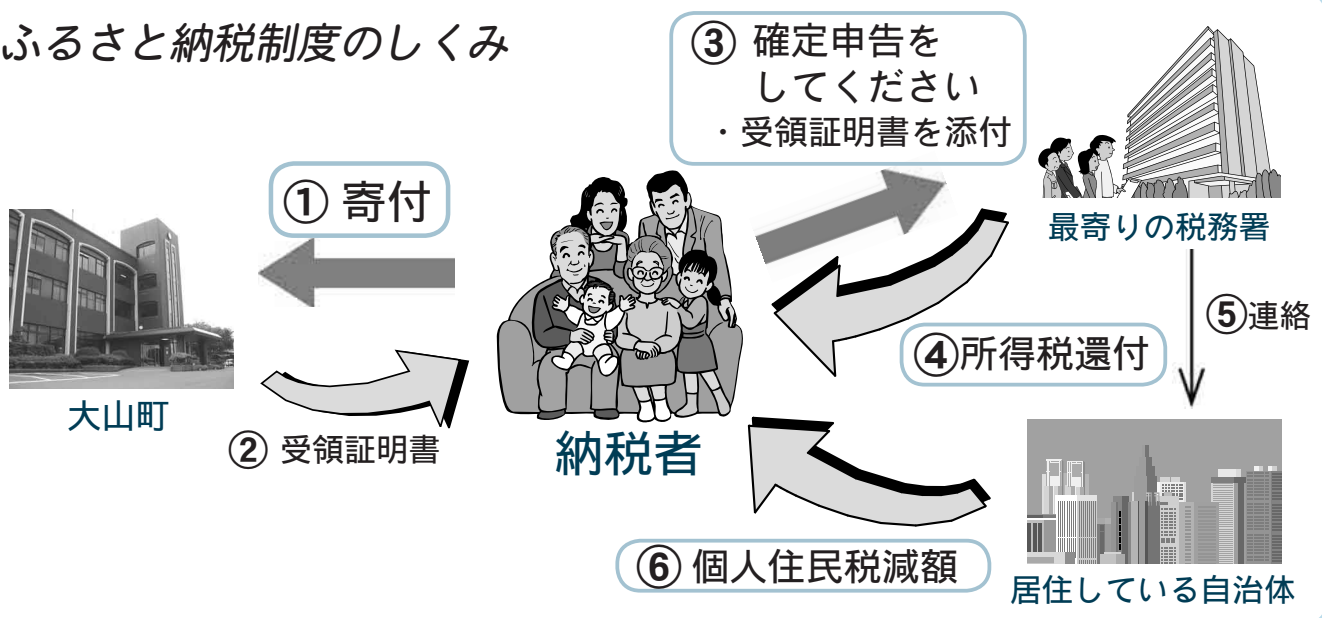
寄付金の使い道

寄付は次の4つの事業から使い道を選ぶことができます。

いただいた寄付金は、大山町ふるさと応援基金に積み立てた後、各事業に使わせていただきます。

1. 自然環境の保護のための事業
2. 地域福祉の向上のための事業
3. 教育の振興のための事業
4. その他

ふるさと納税制度のしくみ



お礼に大山町の特産品を送らせていただきます。

【申し込み・問い合わせ先】 総務課 ☎0859-54-5201